

山形県特定不妊治療費助成事業のQ&A

(令和3年3月版)

<申請等について>

Q 1 43歳になったら助成の対象外になってしまうのか。

A 1 42歳のうちに始めた治療であれば、申請時点で43歳に達していても助成の対象になります。対象外となる治療は、43歳になってから始めたものとなります。

Q 2 添付書類は申請ごとに取得しなくてはならないか。前回申請した写しでは不可か。

A 2 戸籍謄本は、初回申請時には必ず添付してください。2回目以降、夫婦が同世帯で、かつ住民票謄本で婚姻が確認できる場合は省略できます。ただし、助成を受けた後に、出産または妊娠12週以降に死産に至ったことによる、1子ごとに受けた助成回数をリセットする場合は、提出が必要となります。

住民票は、申請日時点で県内に住所があることを確認するため、申請ごとに添付してください（ただし3カ月以内に発行されたものに限り、同月中に複数件申請する場合は1通で構いません。）。

Q 3 市町村では不妊治療費の助成を行っているか。

A 3 市町村によっては県の助成に上乗せして助成を行っているところもあります。申請窓口は市町村ですので、詳細はお住まいの市町村にお尋ねください。

Q 4 申請に使用した書類の原本は返却されるか。

A 4 領収書はコピーをいただき、原本をお返しします。その他の書類の原本は返却されませんので、市町村の申請に使用するなどの場合はあらかじめコピーを取ってから県に申請してください。

Q 5 以前他の都道府県で助成を受けたことがあるが、回数に含むか。

A 5 他の都道府県（政令指定都市及び中核市を含む）から受けた助成は回数に含みます。県内の市町村から県の助成への上乗せとして受けた助成は回数に含みません。

<治療について（特定不妊治療）>

Q 6 今回の治療で新鮮胚移植を行い、治療の中で余った胚を凍結することにした。この場合余った胚の凍結代は助成の対象となるか。

A 6 新鮮胚移植を行った場合、治療ステージはAとなります。治療ステージAの場合は胚の凍結代は助成の対象外となります（チラシの【治療ステージ】参照）。

Q 7 今回の治療で凍結胚移植を実施しようとしていたが、融解に成功せず移植を断念した。この場合は助成の対象となるか。

A 7 今回の治療で採卵や受精も行っていれば、治療ステージDで助成の対象となり

ます。以前に凍結した胚の移植を断念した場合（ステージCの治療を断念した場合）は、助成の対象となりません。

Q 8 採卵、胚凍結の後体調不良となり、経過を見ていたが、結局移植を断念することとなった。この場合、申請はどうか。

A 8 この場合治療ステージはDとなり、治療終了日は医師が移植不可能と判断した日になります。

Q 9 1年前の凍結胚を今回移植したが、治療ステージはどこに該当するか。

A 9 当初の治療方針として期間を空けて移植することを計画していた場合には、1年程度期間が空いたとしても「B」となります。一方、体調不良等で治療を一時中断した場合には胚凍結までを「D」として申請し、その後の胚移植を「C」として申請いただくこととなります。

Q 10 採卵等を行うのは指定医療機関だが、指定医療機関が遠方にあるなどのため薬品投与の注射は近隣の病院で行うよう指示を受けている。この場合、注射の費用は助成の対象となるか。

A 10 指定医療機関の主治医の指示のもと行われた治療であれば対象の経費となります。ただし、この場合受診等証明書を発行するのは指定医療機関となり、受診等証明書に主治医の指示のもと行われたことを記載していただく必要があります。

Q 11 県外の医療機関で治療を受けた場合は、助成の対象となるか。

A 11 県外の医療機関で治療を受けた場合であっても、その医療機関が所在する都道府県等から指定医療機関の指定を受けていれば、助成の対象となります。

<治療について（男性不妊治療）>

Q 12 どのような治療が助成対象となるか。

A 12 特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）等が対象です。

Q 13 指定医療機関以外で男性不妊治療を受けた場合は、助成の対象となるか。

A 13 指定医療機関の主治医の指示のもと行われた治療であれば対象となります。

Q 14 男性不妊治療のみの申請は認められるか。

A 14 基本的には男性不妊治療単独での申請は認められません。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵の前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できずに治療を終了した場合に限り男性不妊治療単独で助成の対象となります。

Q 15 男性不妊治療の対象経費はどの範囲か。

A 15 保険適用外の手術費用及び凍結費用が対象となります。検査費用は対象となりません。

Q 16 男性不妊治療の助成 30 万円の対象となるのは、どういった場合か。

A 16 平成 31 年 4 月 1 日以降に開始された男性不妊治療が対象となります。また、既に男性不妊治療を伴わない体外受精等の初回治療について申請している場合

でも、男性不妊治療の申請が初回であれば対象となります。

<助成制度の内容について>

Q17 過去に助成回数の上限に達したが、その後に助成制度の利用によらない出生が確認できた場合も、助成回数をリセットできるか。

A17 自然妊娠や自費による不妊治療により出産した場合も、回数リセットの対象となります。

Q18 回数のリセットを希望する場合、出産または妊娠12週以降に死産に至ったことは、どのように確認するのか。

A18 ご本人に記載いただいた申請書の内容と、出産の場合は戸籍謄本等、死産による場合は、死産届や母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し等で確認させていただきます。

Q19 37歳で特定不妊治療を始めて、2回目の治療で妊娠、出産した。その後、治療を再開した時点で40歳を超えていた場合、助成回数は3回となるのか。

A19 通算1回目の治療開始日の年齢が39歳以下の場合、出産の有無に関わらず、通算6回目まで助成を受けることができますので、治療再開後の助成回数は、これまで受けた助成回数をリセットせず、残りの4回となります。

Q20 旧様式の申請書や受診等証明書でも受け付けてもらえるか。

A20 原則、令和3年3月5日以降の申請は、新様式でお願いします。旧様式で申請をいただいた場合は、不足する事項等をお聞きする場合があります。